

響きあい 共に育つ 「人づくり」

今年度も「生涯学習講座」をお楽しみに!

生涯学習
マスコット
マナビィ



毎年開催している生涯学習講座。皆さんの生涯学習が充実したものとなるよう実施しています。

町では、生涯学習講座として2年間学習したあとは講座ごとに自主サークルとして活動することをおすすめしています。これまで町が開催してきた「水彩画講座」「中国水墨画講座」「健康気功講座」の3つの講座が、平成24年度より自主サークルとして活動することになりました。

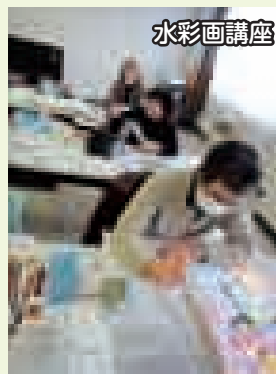
4月の広報お知らせ版と一緒に「平成24年度生涯学習情報ガイド」を配布します。「男の料理講座」「デジカメ講座」「フラワーアレンジメント講座」を引き続き開催するほか、新しい講座も目白押しです。今年度も充実した講座となるよう計画していきますので、どうぞご期待ください。

問●町教育委員会 生涯学習課
社会教育班 ☎0187(84)4915

平成23年度
講座の様子



健康気功講座



水彩画講座



中国水墨画講座

**土日祝日も夜7時まで
利用できます!**

出張所の業務時間 **午前8時30分～午後7時**

出張所の休業日 **毎週月曜日**

(国民の祝日にあたる場合は翌日)、
12月29日から翌年1月3日

■ 4月の休業日は

2月 9月 16月 23月 5/1火 です。

六郷出張所 (美郷町学友館)

☎0187(84)4904 ☎0187(84)4040
FAX 0187(84)3763

仙南出張所 (美郷町公民館)

☎0187(84)4915 ☎0187(83)2280
FAX 0187(83)2451

出張所ではこのような業務を行っています

下記の証明書の発行

- 戸籍関係証明書 (戸籍抄本・戸籍謄本など)
- 住民票
- 印鑑証明書
- 課税証明書
- 納税証明書
- 軽自動車税納税証明書
- 土地建物その他の証明 (資産証明書等)
- 外国人登録証明書
- 身分証明書
- 合併証明書
- 所得証明書
- 非課税証明書

税や使用料の収納

- 町税の収納
- 町営住宅使用料の収納
- 保育料の収納
- 上下水道使用料の収納

その他

- 死亡届・死産届の受理
- 埋火葬に関する手続き
- 町税や各種使用料の納付書の再発行
- 国民健康保険証等の再発行
- 各課への文書等の取次ぎ

次の届出は出張所では取り扱っていません

住所に関する届出

- 転入届 ● 転出届 ● 転居届 ● 世帯主変更届
- ※役場住民生活課に届出してください。

戸籍に関する届出

- 出生届 ● 婚姻届 ● 入籍届 ● 離婚届 ● 転籍届 ● 養子縁組届 など

※役場住民生活課に届出してください。

※土日祝日または夜間にあたる場合は役場日直または宿直に届出してください。

国民年金からのお知らせ

平成24年度の国民年金保険料は 月額14,980円です。

■保険料の納め方

○口座振替は割引がありお得です

月々の保険料の口座振替日は翌月末日ですが、早割（当月末日に振替）をお申し出いただくと年間600円お得になります。

○納付書（現金）で納付

納付書は日本年金機構から送付されます。銀行、郵便局、農協、信用金庫、コンビニエンスストア等で納めることができます。

前納すると保険料が割引されてお得です。

1年度分の前納は3,190円、6カ月分の前納は730円（年2回で1,460円）割引されます。前納用の納付書は納付案内書に綴られています。

○クレジットカードで納付

事前に申し込みが必要です。申し込み後はクレジットカード会社が継続的に立替納付を行います。カードを提示し、直接納付する方法ではありません。

○電子納付

金融機関とインターネットバンキングの契約が必要です。ご利用の金融機関へお問い合わせください。

納付が困難な方には保険料免除制度があります。未納のままにせず、早めに相談・手続きをお願いします。

問い合わせ

町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903(内線1405)
大曲年金事務所 国民年金課 ☎0187(63)2295

介護保険事務所からのお知らせ

平成24年度からの介護保険料基準額は 月額5,880円です。

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、介護保険事業計画に基づき3年に1度改定することが定められています。平成23年度に策定した「第5期介護保険事業計画」により、平成24年度から平成26年度までの保険料基準額が月額5,880円に決定しました。なお、保険料の新たな負担軽減策として下記表の第3段階と第5段階が追加されました。これにより、保険料が基準額よりも軽減される方が全体の66%となります。

■保険料上昇の主な要因

- 介護保険施設や在宅サービスの充実、サービス利用者の増加等に伴う介護給付費の増大
第4期：約384億円 ⇒ 第5期：約464億円(見込み)
- 介護保険制度改正による第1号被保険者の介護保険給付費の負担割合の増加
第4期：給付費の20% ⇒ 第5期：給付費の21%
- 介護報酬の増額改定 ⇒ 約1.2%の上昇

■第1号被保険者の介護保険料

段階	区分(平成24年度の住民税課税状況)	保険料(年額)	
第1段階	生活保護を受給している方か、住民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している方	35,280円	基準額×0.5
第2段階	住民税非課税世帯で本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下	35,280円	基準額×0.5
第3段階	住民税非課税世帯で本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が120万円以下	44,100円	基準額×0.625
第4段階	住民税非課税世帯で、第1～3段階に該当しない方	52,920円	基準額×0.75
第5段階	世帯内に住民税課税者がいるが、本人は非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下	61,740円	基準額×0.875
第6段階	世帯内に住民税課税者がいるが、本人は非課税で、第5段階に該当しない方	70,560円	基準額
第7段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が190万円未満	88,200円	基準額×1.25
第8段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が190万円以上320万円未満	105,840円	基準額×1.5
第9段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が320万円以上	123,480円	基準額×1.75

問い合わせ●介護保険事務所 保険指導班 ☎0187(86)3911